

## 医療法人社団聖愛会 牛田クリニックヘルパーステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団聖愛会が開設する牛田クリニックヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定訪問介護サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び指定訪問介護サービス(以下「指定訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護にあつては、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定介護訪問介護及び指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団聖愛会 牛田クリニックヘルパーステーション
- 二 所在地 広島市東区牛田本町三丁目6番4号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤：サービス提供責任者・訪問介護員と兼務)  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 2名 (常勤：管理者・訪問介護員兼務1名、訪問介護員兼務1名)  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員 8名 (常勤：管理者・サービス提供責任者兼務1名、サービス提供責任者兼務1名)  
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日、祝祭日

- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護等は、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。

指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき 20円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、広島市東区、広島市中区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(人権の擁護、虐待防止)

第9条 利用者等の虐待防止のため、事業所は、組織運営の健全化、従業員の負担やストレスへの対応と連携、職業倫理等の意識の啓発、ケアの質の向上、家族等介護者の高齢者虐待理解促進のための支援や啓発活動の実施、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を早期に発見しなければならない。また発見した場合は市町村への通報を行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

第10条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての重点事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内

## 二 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年又は5年保管しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団聖愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和5年8月10日改訂